

生活の約束と心得

北斗市立大野中学校

【大中心得】

- 礼儀正しく、言葉づかいに気をつける。
- 先生方や生徒同士、または来校者には、元気なあいさつ、会釈を心がける。
- 職員室、事務室、校長室へ入る時は、コート類を脱ぎ、カバンをはずしてから入ること。
- 始業時5分前の予鈴までに玄関に入ること。（5分前登校）
- 教室の窓の棚、机、暖房機などには腰かけないこと。
- 教室を空ける時は、戸締まり、消灯、窓を閉め、カーテンを開けるなどに心がける。
- 拾得物、紛失物は、学級担任か係の先生にすぐに申し出ること。
- 貴重品は持ってこない。持ってきた場合は預けること。
- 校舎内の美化、整備に気をつけ、落書きや傷をつけないこと。
- 玄関のすのこ板には土足で上がらないこと。

当日朝の連絡時間の
目安 7:45~8:00

【校内生活の約束】

1. 欠席、遅刻、早退（通院）する時は、当日の朝までに保護者から学級担任、または学校へ電話で連絡すること。
2. 登校後に、用件があり校地を離れるときには学級担任、または担当者の許可を得ること。（ただし、8時10分までの時間帯とする）
3. 授業開始後、遅れて教室に入った時は、その理由を教科担任に告げてから着席すること。
4. 他の学級や特別教室へは、無断で入らないこと。
5. 非常口は、緊急避難時以外には開けないこと。
6. 学習に必要なものは持ってこないこと。また、必要以上の金銭を持たないこと。
7. 生徒同士の物品の売買、金銭の貸し借りはしないこと。
8. 備品、用具、施設設備などは丁寧に扱い、破損のないようにすること。誤って破損した時は、ただちに学級担任か担当者に申し出ること。基本的には弁償する。
9. 教科書、ノートなど毎日使うものは家に持ち帰り、教室には置かないこと。なお、学校に置いてよいものについては、年度初めに連絡をする。
10. 放課後、用事のない生徒はすぐに下校すること。
11. 他学年のトイレを使用しないようにすること。
12. 放課後、土・日曜日、祝祭日、長期休業中などに来校する時は、制服か学校指定のジャージを着用すること。

H29 新規追加

【校外生活の約束】

1. 登下校は、定められた通学路を通ること。
2. 登下校中には店に立ち寄らないこと。また、飲食をしないこと。
3. 外での遊びは、4月~10月は午後7時、11月~3月は午後6時までとし、時間までに帰宅すること。
4. 外出は、保護者に行き先、目的、同伴者名、帰宅時間などを告げ、許しを得てから行くこと。
5. 校区外へ外出する時は、必ず「生徒証明書」を携帯すること。
6. 友人宅への宿泊は認めない。
7. 友達同士での旅行、キャンプ、海水浴、川での遊泳をしてはならない。
8. 新聞配達をする時は、前もって学校長に届け出ること。
9. 自転車通学者は、自転車の点検を受け、自転車通学届けを提出し、ステッカーを貼ること。
10. ボーリング場や大型遊戯施設、カラオケボックスやゲームセンター（ゲームコーナーも含む）、ライブハウスへの生徒だけの出入りはしないこと。行く場合は、必ず**本人の保護者同伴**とする。

H24 追加

H27 一部追加 H28 一部訂正

【服装の約束】

1. 男子の制服は、次の通りとする。
 - ①市販の標準型のつめ襟学生服（黒色）とし、ズボンもストレート型とする。袖はまくらない。ベルト（黒・紺・茶）を着用する。
 - ②学生服の襟の右側に校章・委員バッジ、左側に学年学級章、胸ポケットに名札をつける。
 - ③靴下は、夏冬ともワンポイントまでの白、紺、黒のみとする。
 - ・長さは、くるぶしが隠れるもの、またはふくらはぎぐらいまでのものとする。
 - ・折り返しはしない。
 - ④夏服は、白色のYシャツ（普通型）とし、半袖、長袖のいずれでも良い。中は白色（ワンポイント可）のTシャツまたは、肌着を着用し、素肌での着用はしない。
 - ⑤夏服の場合には、「名札・校章・学年学級章・（委員バッジ）」を黒のフェルトにつけた胸章をつける。
2. 女子の制服は、次の通りとする。
 - ①セーラー服にスカートとする。改造は認めない。
 - ②セーラー服の丈は、軽く会釈した状態でも下着が見えない程度とする。
 - ③セーラー服の袖をまくり上げたり、ホックを外したりしない。
 - ④スカーフは「胸当て」が見える位置に結び、肩から出さないこと。
 - ⑤スカートの丈は、ひざが隠れる長さとする。
 - ⑥靴下については、次の通りとする。
 - ・ワンポイントまでの白、紺、黒色のみとする。

- ・長さは、くるぶしが隠れるもの、またはふくらはぎぐらいまでのものとする。
 - ・折り返しはしない。
 - ・ルーズソックスやレース及びレース飾りのついたものは認めない。
 - ・冬は黒及び紺色ストッキングかタイツとする。
- ⑦夏冬服ともに「校章・学年学級章・名札・（委員バッチ）」の胸章をつける。
- ⑧夏服は白色セーラー服とし、半袖・長袖いずれでもよい。

3. 制服が着用できない場合は、その旨を学級担任に申し出ること。
4. ジャージは学校指定のものを着用し、ファスナーをしめること。

【通学用カバン】

1. 通学用カバンは学校指定のものを正しく使用すること。
2. イタズラ書きをしたり、シールなどを貼らないこと。
3. ノー・カバン・デーについては学校、学年対応で連絡する。

【靴】

1. 上靴は学校指定（男女共通・学年別）のものを使用すること。屋内の運動靴と兼用とすること。後ろに必ず名前を書き、かかとをつぶしたりしない。
2. 屋外運動靴は、紐でしばる靴を使用すること。

【頭髪・眉毛・身だしなみ】

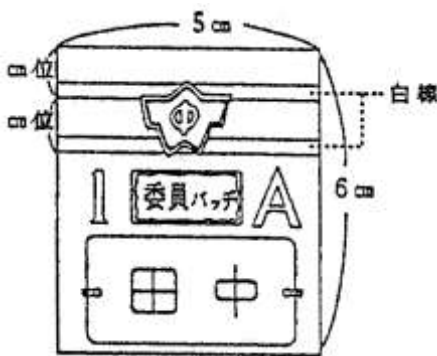
1. 男女とも髪には一切の加工（リーゼント・パーマ・カール・脱色）をせず自然の髪型とする。染めたり、整髪料をつけたりしてはいけない。
2. 男子の頭髪は、目にかからず、耳が隠れない程度とする。
3. 女子の頭髪は、学習や運動の邪魔にならない髪型とし、肩にかかる長さになったら切るかゴム（蛍光・金銀以外）で結ぶこと。前髪は目にかからない程度とする。髪止めはスリーピン、ヘアピン、ゴムのみ認め、華美にならないようにすること。スリーピンは7cm以下のもの（蛍光・金銀以外）とする。【平成8年度生徒大会で可決】
4. 男女とも加工せず、自然の眉毛とする。
5. ピアス、マニキュア、化粧、アクセサリなどは男女とも使用しないこと。

【学校指定ジャージ】

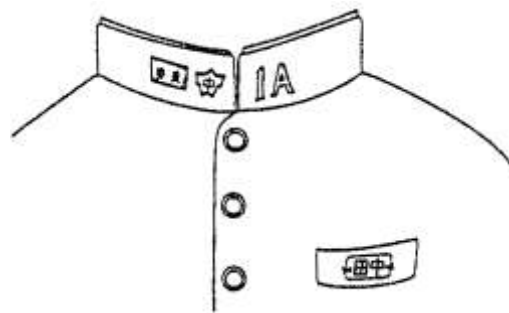
1. 登校時・下校時、集会時は制服を原則とする。
2. 授業でジャージ使用教科がある時は、授業後はそのままジャージで過ごしてよい。
 - ・1時間目の場合は、着替えを完了しておく。（8:10からの朝読書に遅れない。）
 - ・2時間目以降の場合は、授業前に着替えをして臨む。
3. 部活動終了後、そのままジャージで下校してもよい。
4. 諸行事等の場合によってはジャージ登校もある。（連絡あり）
5. 指定Tシャツ・ハーフパンツも同等の扱いとする。
6. ジャージの中は指定のTシャツまたは白ワンポイントでも可とする。

詳細は「大野中学校ジャージ着用のおさえ」参照のこと。

胸章（女子用・男子夏服用）



男生徒の襟章



【胸章の作り方】

- ・フェルトと白線がセットで売っています。（販売店～中島家書店）
- ・男子は黒のフェルト、女子は赤のフェルトです。
- ・フェルトは2枚を重ね、1本になっている白線を2つに切って、中にはさんで縫う。
- ・フェルトを縫い合わせ、名札とバッチをつける。（名札とバッチは別売りです）
- ・安全ピンで胸につける。

【襟章の作り方】

- ・学年、学級章は左えり。
- ・校章、委員バッチは右えり。
- ・1cm程度の間隔をおいて。
- ・名札は左胸ポケット上に糸で縫いつける。